

内匠頭預りの顛末 田村右京大夫家の記録 釈文

①

元禄拾四年諸御用覚留書抜

今度浅野内匠頭殿御懸りの始終、長田七郎兵衛被仰付、帳面

仕立候写左の通

一 元禄拾四年^{辛巳}年三月十四日、公家衆登城、勅答被仰出候付

致登城候処、公家衆御馳走被附候浅野内匠、吉良上野殿へ

意趣有之由にて、九つ時前、大廊下押廻にて短刀を抜切付、早速

有合候面々、双方へ取分申候

一 暫有て奏者番、「誰々詰居候哉」と奥より尋有之に付、「当番

の外、右京計詰居申候」由申遣候、又追て「右京は浅野内匠へ

少も続由緒無之候哉」と井上大和守殿を以御尋候故、「由緒無

御座候」由申遣候

一 九半時、時計之間次へ我等を相模守殿御呼候て、「浅野内匠事

其方へ当分御預被成候、早々引取申候様に」と被仰聞候故、拙者

「道中召連候て罷越候には及申間敷哉、又内匠宿にて逢可申

哉、否」旨申候は「両様共夫には及不申」由被仰付候付、「左候はゞ私は

致退出、追付人数指遣可申由」申候て致退出候

一 帰宅、早速人数等支度申付候、八時半時頃支度出来候て、左の通

人数差出申候

目付^{麻上下} 松川源吾 物頭^{麻上下} 原田源四郎

物頭^{麻上下} 今吸太右衛門 物頭^{麻上下} 管治左衛門

右四人騎馬、委細直に申遣之

但請取候て乗物へ網掛可申哉の儀も伺候様にと申付候

羽織袴 同

小姓組 式人 中小姓 三人 歩行 式十人

外

徒目付 大泉喜内

②

右の者共、年寄共申合

棒持せ

足軽 三十人 三つ道具 一組 乗物舁 十五人

一 乗物内より板打付、錠構

一 青細引、乗物内へ入

一 刀箱為持遣す、先にて指料相渡し候節入候、其為役人も申付遣

一 大目付衆、御目付中被詰居候方へ口上

御預け人被仰付、則人数申付差出申候、御差図被成可被下候

請取申候以後、月番の御老中へ御届可仕候、此者共相伺候趣御差

図被成可被下候

一 請取に参候者共、乗物を中に取纏、桜田下馬迄罷越、足軽三

拾人は外下馬に残置、右の内より四五人内へ召連、乗物は下乗に

差置、差図次第、内へ入候に付、其脇に足軽共附置申候、此足

軽共持候棒、其外下馬に指置申候由

一 歩行以上の者共引纏、中之口へ罷越、平右衛門は少先へ参、「乗

物下乗に差置入可申哉」と御目付衆へ相伺候候、網掛不申、常

の乗物と見え候哉」と被相尋候、「網用意致候得共、乗物の内へ入、

外へは未だ掛不申候、「其通にて早々内へ入候様」に被申聞所々御番所

へは相断置候段、御目付曾根五郎兵衛殿、御玄関の脇にて治左衛門へ被

申聞候に付、則大泉喜内を以呼に遣、早速乗物参候由

一 口上の趣、出入の坊主を以申遣度見合候処、平右衛門見知の方

無之故、刀持を以坊主部屋へ罷通し候処、御小人押通し不申候に付、

則御小人を以て申達候得ば、請取役人の内吉人被召出、中之口より右の

方の内廊下へ則平右衛門参候、安藤筑後守殿、庄田下野守殿、仙石

③

- 伯耆守殿其外被居合候御役人中へ、平右衛門口上申達候、「近付請取候様に」と被申聞、「坊主部屋の前、衝立の有之所迄乗物人足に昇入させ候様に」と御歩行目付申聞、四人の者共、乗物為持罷通り候、「網懸可申哉」と相伺候得ば、「請取候後は如何様共勝手次第可致」由被申聞候付、網片脇迄持参、差置候、両入口の戸とも開、御役人中大勢、御徒目付、内匠を取廻し、奥の方より出、衝立の際にて被相渡、則手渡、四人の者請取、乗物へ入、錠をおろし。網をも御役人中手伝掛、心静に相認、用心仕参候様、何れも申聞候由、是迄の坊主上の部屋へ内匠入置候由
- 平川口へ出候様にと被申聞候付、則案内の儀何も願候得ば御小人目付先へ立候由
- 足輕共其外、人馬下馬に差置候に付、平川口へ廻り候様仕度由申達候処、則其段御小人を以被申遣、内を参候間、足輕共平川口へ参罷在候由
- 内匠、大紋の俣にて請取候、小サ刀御歩行目付神戸次郎太夫烏帽子、鼻紙袋封付、扇子共石原彦太夫被相渡、改平右衛門請取鎌田半六へ預候由
- 平川口より平右衛門、源四郎、先へ乗、源吾、治左衛門跡に押続き乗物廻り侍共、嚴敷取包み、外は棒持足輕共取包み、跡は三つ道具、道筋平川より天下馬先、八代洲河岸、日比谷御門、桜田愛宕下通、此方裏門へ申の刻入申候
- 御番所にて平右衛門断申候
- 内匠、此方玄關より出会之罷迄乗物昇入させ、囲の内へ入申候

④

- 右内匠請取候と則平右衛門、為使者相模守殿へ内匠請取候段、又左の別紙の通伺申候
- 御預者引取申候に付、私宅に差置申候内、私当番并御礼日等登城仕候儀苦間敷候哉の事
- 私儀、二之丸火之番、吉人にて相勤申候、是亦其俣相勤可申哉の事
- 内匠へ渡申候道具等は、只今迄被御預置候者に相渡申候通に可仕哉の事
- 右の通窺候処、御聞届け候、別紙の儀、庄田下総守殿被参、委細可申述候由、返答に被仰聞候
- 右の節、阿部豊後守殿、稲葉丹後守殿へも御用番へ相届け候段申遣す、柳沢出羽守殿へも平岡宇右衛門方迄手紙遣す
- 内匠差置候所、中之間板囲にしつらい、并大小用所其内へ付る番人今般平右衛門、原田源四郎、■次左衛門、坂本助右衛門
- 小姓組三人、中小姓老人、步行三人
- 挨拶人生田孫藏、小姓頭老人宛、目付老人
- 外構の口々、足輕張番置
- 囲の内へ入候はゞ、其俣大紋為取、料理出 一汁五菜 湯漬二盃食之
- 七つ時少前、庄田下総守、大久保権左衛門、多門伝八郎被参、我等へも御用有之由被申候付、居間へ通申候、内匠事、不届至極成事共故、切腹被仰付候間、此段右京へも為申聞候様に相模守殿被仰聞候由、下総守被申候、右の外小役人中、左の通参候
- 御徒目付 山尾勘右衛門、磯田武太夫、杉永小八郎、石原彦太夫
- 御小人目付 神田興助、神谷権平、大草五郎左衛門、彦坂金左衛門、加藤源三郎
- 近田茂八郎

- 一 御徒目付兩人、内匠へ領地・地行高、其外恩懸し親類、直に相尋
委細に書付候様に申候
- 御本丸、三之丸女中の内、少にても由緒有之方は無之哉と相
尋申候処、無之由答申候
- 一 切腹所、出会之間庭に筵広く鋪、其上畳を敷せ、毛氈を
構置申候
- 一 右用意相調候て、内匠へ上意有之候間、上下着せ候様申達、上下
出し着させ、小袖は昼より着致候俣にて上下着せ申候、若し御紋
附の熨斗目に候はば、為着替可申と存候得共、自分紋ゆへ
如右
- 一 六つ時過、出会之間へ庄田下野守、大久保権左衛門、多門伝八郎出席、
上之間へ着座、我等は東の方角に着座■、内匠呼出、此節
御徒目付三人、左右後に付、手前の者共も敷居際迄附出
上意の趣、庄田下総守申渡
- 其方儀、意趣有之候由にて吉良上野介を理不尽に切付
殿中をも不憚、時節柄と申、重々不届至極に付、切腹被
仰付候
- 内匠御請
- 今日、不調法成仕方、如何様にも可被仰付儀を、切腹と被
仰付、難有奉存候
- 右畢て則御徒目付左右後に付、障子を明、庭へ■の毛氈の上に
着、小脇差三方に我小姓<sup>愛深惣右衛門
麻上下着</sup>之持出、前に差置、御徒
目付の内、磯田武太夫、則相仕廻、首を指揚検使へ見せ候
- 一 切腹の場、御歩行目付、御小人目付並居候、此方の者一切入間敷由

- 差凶に付、任其意候
- 一 切腹否、兼て拵させ候蒲団、其俣死骸の上へ打かけ、白張屏風
引廻させ候
- 一 切腹の場所外廻り、歩行小頭目付並居、歩行其外足輕張番附置候
- 一 右場所くらく無之様に高提灯数多立置候
- 一 手水桶、同盟新敷差置候
- 一 右相濟、即刻庄田下総守初役人不残被帰
- 一 我等も土屋相模守殿、并柳沢出羽守殿、阿部豊後守殿、稲葉丹後守殿
為御届相廻り、相模守殿には対話有之候
- 一 右内匠死骸、近き親類へ引取候様にと可申遣旨、御老中へも
得御内意候由、庄田下総守殿演説に付、内匠方浅野大学方へ
早速以手紙申遣候処、奉得其意由にて、家来建部喜六
糟谷勘左衛門兩人を以請取度由申越候に付、右兩人へ家老共
出合対談、死骸并小サ刀、大紋、鼻紙袋、烏帽子渡之候
- 口上
- 一 今日、内匠請取候以後、番人へ被申候は、家来方へ手紙遣度候
苦かる間敷候哉との義故、其段は何不申候ては不罷成候由
致挨拶候、左候はば家来田中源五右衛門、礪谷七郎右衛門と申者へ
此段兼て為知可申候得共、今日不得止事候故、為知不申候
不審に可存候
- 右の通、口上にて申遣度由と申候故、覺書に致置、御目付衆
被参候節申談、右書付は大学家来へ相渡申候
- 一 今日、建候屏風、兼て白張屏風用意無之故、松助了簡にて
白張の明り障子式枚詰候て屏風に用申候
- 右は元禄十四年
- 田村侯の御日記御虫干の節、暫時に写之